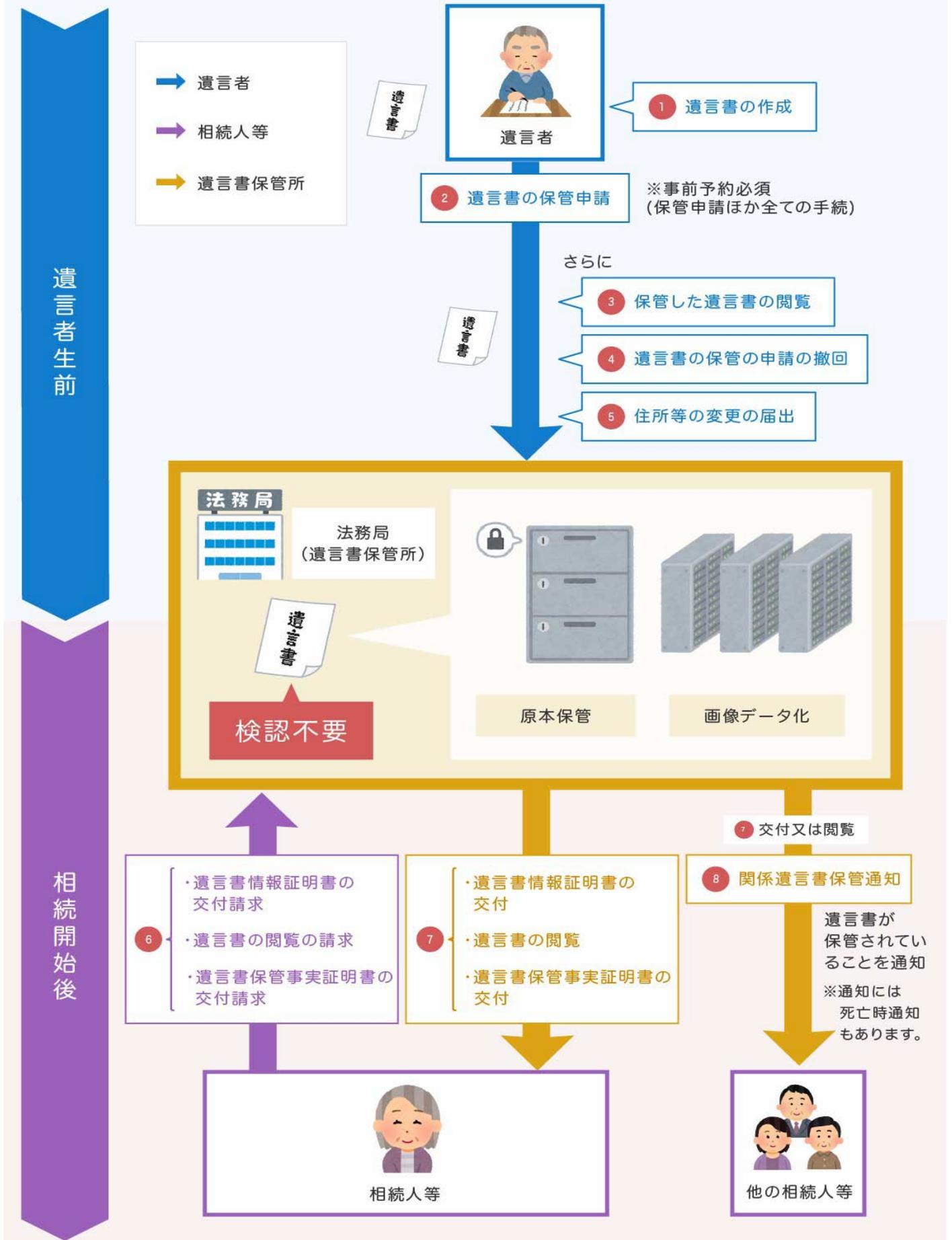


自筆証書遺言書保管制度早わかりガイド



行政書士 めぶき法務事務所

1 自筆証書遺言書保管制度のついて



2 自筆証書遺言保管制度で遺言者ができること

【1】遺言書の保管申請

- ・遺言者は、遺言書保管所(法務局)に対して、自身の自筆証書遺言に係る遺言書の保管の申請を行い、遺言書を預けることができます。
- ・一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り、返却されません。

<ステップ1> 自筆証書遺言に係る遺言書を作成する

遺言書は遺言者自身で作成する必要があります。

<ステップ2> 保管の申請をする遺言書保管所を決める

- ①保管の申請は、次のいずれかの遺言書保管所の中から選択して行います。
 - 遺言者の住所地を管轄する遺言書保管所
 - 遺言者の本籍地を管轄する遺言書保管所
 - 遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所
- ②ただし、2通目以降、追加で保管の申請をする場合は、最初に保管の申請をした遺言書保管所に対してしか行うことができません。

<ステップ3> 遺言書の保管申請書を作成する

- ・保管申請書に必要事項を記入します。

<ステップ4> 保管の申請の予約をする

- ・都合の良い日時で、<ステップ2>で決めた遺言書保管所の予約を取ります。

<ステップ5> 遺言書保管所に行き、保管の申請をする

- ・予約した日時に遺言者本人が、遺言書保管所へ行きます。
〔持参するもの〕
 - (1) 遺言書
 - (2) 保管申請書
 - (3) 添付書類(住民票の写し等(作成後3か月以内))
 - (4) 顔写真付きの官公署から発行された身分証明書(運転免許証, マイナンバーカード等)
 - (5) 手数料(遺言書1通につき, 3,900円)

<ステップ6> 最後に保管証を受け取る

- ・手続終了後、「保管証」を受け取ります。

【2】遺言書の閲覧請求：預けた遺言書を見ること

- ・遺言者は、預けている遺言書の内容を確認したいときは、遺言書保管所(法務局)に対して、遺言者ご自身の遺言書の閲覧の請求をすることができます。
- ・遺言者の生前に遺言書の閲覧の請求ができるのは、その遺言書を作成した遺言者本人のみです。(本人以外は不可)

<ステップ1> モニター閲覧を行うか原本閲覧を行うかを定める

<ステップ2> 閲覧の請求をする遺言書保管所を決める

閲覧の請求ができる遺言書保管所は次のとおりです。

- *モニター閲覧：全国すべての遺言書保管所
- *原本閲覧：遺言書の原本が保管されている遺言書保管所のみ

<ステップ3> 閲覧の請求書を作成する

<ステップ4> 閲覧の請求の予約をする

<ステップ5> 遺言書保管所へ行き、閲覧の請求をする

〔持参するもの〕

- (1) 閲覧の請求書
- (2) 顔写真付きの官公署から発行された身分証明書
(運転免許証, マイナンバーカード等)
- (3) 手数料 *モニター閲覧: 1回につき, 1,400円
*原本閲覧: 1回につき, 1,700円

【3】遺言書の保管の申請撤回: 預けた遺言書の返還

- ・遺言書保管所に遺言書を預けている遺言者は、預けている遺言書の保管をとりやめたい場合、遺言書保管所に対して、遺言書の保管の申請の撤回を行い、遺言書の返還を受けることができます。
- ・預けている遺言書の内容を変更したい場合は、一度撤回の上、遺言書の内容を変更して再度保管の申請をすることをおすすめします。なお、保管の申請の撤回は、遺言の効力とは関係ありません。

【4】変更の届出

- ・遺言書保管所に遺言書を預けている遺言者は、以下について変更が生じた場合は速やかに遺言書保管所に届け出なければなりません。
- ・遺言者自身の氏名, 出生の年月日, 住所, 本籍(又は国籍)及び筆頭者
- ・遺言書に記載した受遺者等・遺言執行者等の氏名又は名称及び住所等
- ・変更の届出は、**遺言者本人又は遺言者の親権者や成年後見人等の法定代理人**が行うことができます。

3 自筆証書遺言保管制度で相続人等の方ができること

【遺言者の方が亡くなった後(相続開始後)に行うことができること】

【1】遺言書保管事実証明書の交付の請求

- ・家族・知り合い等が作成した遺言書で、自分を相続人や受遺者等・遺言執行者等とする遺言書が遺言書保管所(法務局)へ預けられているかどうかを確認すること
- ・手続のできる方: ①相続人, 受遺者等・遺言執行者等の方
②上記の方の親権者, 成年後見人等の法定代理人
- ・手数料: 証明書1通につき, 800円

【2】遺言書情報証明書の交付の請求

- ・相続人等の方に関係する遺言書の内容の証明書を取得すること
この証明書は、遺言書の画像情報が全て印刷されており、遺言書の内容を確認することができます。また、遺言書保管所に保管された遺言書は、遺言者自身からの撤回以外には、相続人であっても返還することはできないので、遺言書原本の代わりとして各種手続に使用することができます。**※家庭裁判所での検認の手続は不要です。**
- ・手続のできる方: ①相続人, 受遺者等・遺言執行者等の方
②上記の方の親権者や成年後見人等の法定代理人

<ステップ1> 交付請求を行う遺言書保管所を決める(郵送でも可)

<ステップ2> 交付請求書を作成する

<ステップ3> 交付請求の予約をする（郵送による場合を除く）

<ステップ4> 遺言書保管所に交付請求する

【遺言書保管所に行く場合】

1. ①予約した日時に、遺言書保管所へ行く。
2. ②必ず以下の（1）から（4）を持参する。

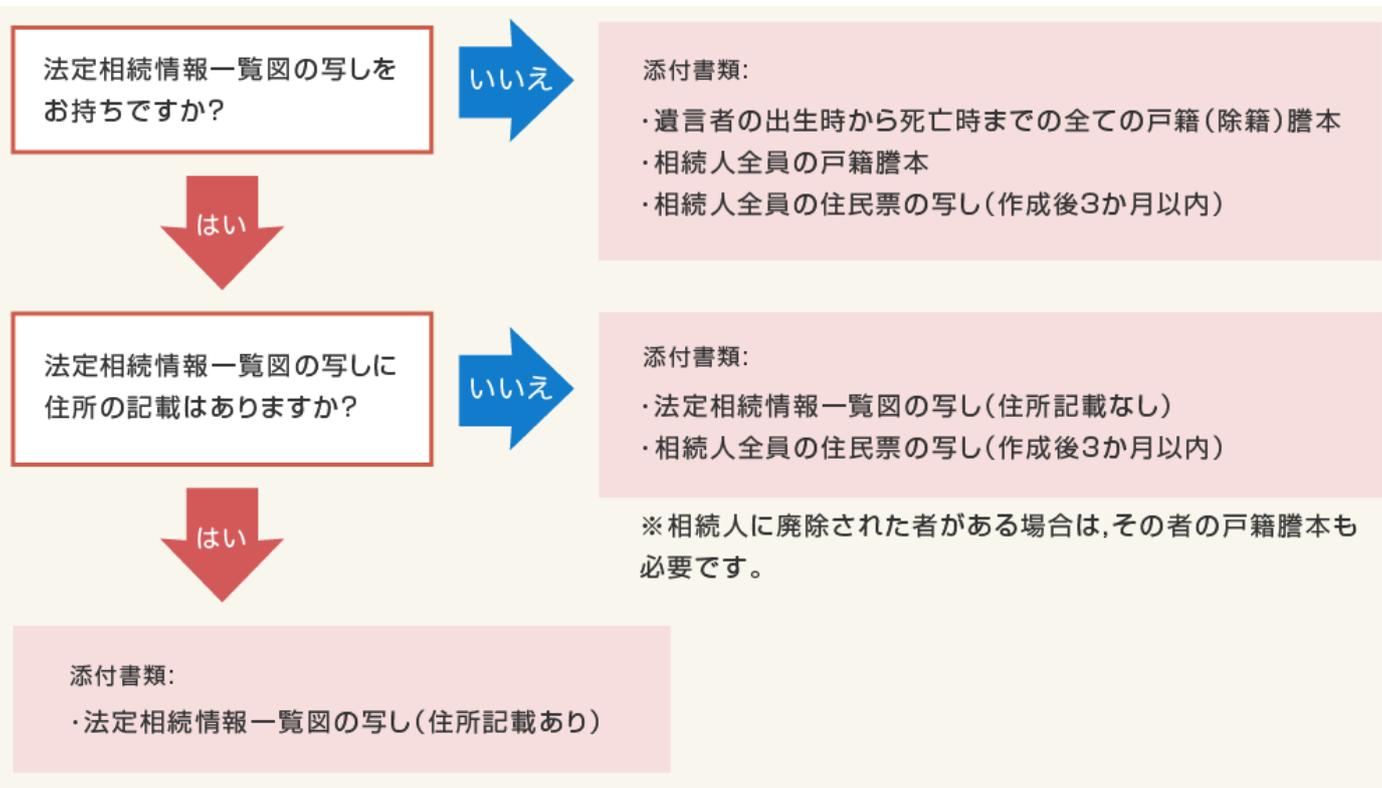
【遺言書保管所に郵送する場合】

以下の（1），（2），（4）及び自身の住所を記載した返信用封筒と切手を遺言書保管所に郵送

- （1）交付請求書
- （2）添付書類

※(ｱ)及び(ｲ)の両方を必ず確認

(ｱ) 手続に共通して必要となるもの：以下のチャートに応じて用意



※[関係遺言書保管通知](#)の送付を受けた方が請求する場合、(ｱ)の添付書類は不要です。

(請求人の氏名・住所が記載された住民票の写し等は必要です。)

※[死亡時通知](#)(通知のタイトルに「(指定による通知対象者用)」という記載がされているもの) のみの場合は添付書類が必要です。

(ｲ) 請求者に応じて必要となるもの

(A) 請求者が数次相続人（相続人の相続人）の場合：請求者が遺言者の相続人に該当することを証明する事項（戸籍謄本等）

(B) 請求者が相続人以外（受遺者等・遺言執行者等）の場合：請求者の住民票の写し

※ コピーの場合は、請求者の原本証明が必要です。

※ 原本証明は、コピーした書面に「原本に相違ない」と記載し、その横に請求者本人が記名してください。

(C) 請求者が法人の場合：法人の代表者事項証明書（作成後3か月以内）

(D) 法定代理人が請求する場合：戸籍謄本（親権者）（作成後3か月以内）

登記事項証明書（成年後見人等）（作成後3か月以内）等

(3) 顔写真付きの官公署から発行された身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）

※請求者の本人確認のため必須となります。

※有効期限のある身分証明書については、期限内である必要があります。

(4) 手数料：証明書1通につき、1,400円

<ステップ5> 証明書を受け取る

・遺言書保管所（窓口）で受け取る場合

顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）により、請求者の本人確認をした後、証明書を受け取ります。

・郵送により受け取る場合：請求者の住民票上の住所に宛てて証明書を送付されます。

※ その他の相続人等への通知

相続人等のどなたかが、遺言書情報証明書の交付を受けると、遺言書保管官は、その方以外の全ての相続人等に対して、関係する遺言書を保管している旨を通知します。

【3】 遺言書の閲覧（モニター/原本）の請求

・相続人等の方は、遺言書の内容を確認するため、遺言書保管所に対して遺言書の閲覧請求をすることができます。

- ・ 手続のできる方：①相続人、受遺者等・遺言者執行者等の方
②上記の方の親権者や成年後見人等の法定代理人

・ 手数料：①モニター閲覧：1回につき1,400円

②原本閲覧：1回につき、1,700円

4 10 通知 ～通知が届きます～

【通知の目的】

遺言書保管所では、遺言書を長期間適正に管理・保管されますが、本制度の最終的な目的は、遺言者死亡後、遺言者の相続人や遺言書に記載された受遺者等及び遺言執行者等（以下合わせて「関係相続人等」といいます。）において、閲覧や遺言書情報証明書を取得（以下「閲覧等」といいます。）し、遺言書の内容を知ってもらうことです。

生前、遺言書保管所に遺言書を預けていることを、遺言者が一部の相続人にのみ伝えている場合又は一切誰にも伝えていない場合、遺言者死亡後、全ての関係相続人等がその事実気付くことは困難です。

そこで、一定の条件の下、遺言書保管所から、遺言書を保管していることの通知が届くことで、関係相続人等に手続を促すこととしています。

【1】 関係遺言書保管通知について

(1) 概要

この通知は、遺言者死亡後、関係相続人等が、**(1) 遺言書の閲覧**や**(2) 遺言書情報証明書の交付**を受けたとき（以下合わせて「閲覧等」といいます。）、その他全ての関係相続人等に対して、遺言書保管官が、遺言書が遺言書保管所に保管されていることを知らせるものです。

(2) 手続

遺言者・関係相続人等双方とも、**特段の手続は不要**です。

※この通知は、関係相続人等のうちのいずれかの方が、特定の遺言者の遺言書の閲覧等をしたことにより、**その添付書類から、遺言書保管官が、当該遺言者が死亡したことを確認**できるため、**その他の関係相続人等にお知らせ**することが可能となるため実施するものです。

